

無線通信諮問委員会
第23回会合報告書(案)

平成28年 7 月
日本代表団

【会合名】 ITU 無線通信諮問委員会第 23 回会合

【会期】 2016 年 5 月 10 日～13 日

【開催場所】 スイス・ジュネーブ ITU 本部

【概要】

無線通信諮問委員会（RAG : Radiocommunication Advisory Group）は、ITU 条約第 11A 条に規定された会合であり、世界無線通信会議（WRC）の準備や無線通信総会（RA）、ITU-R 研究委員会（Study Group）に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年 1 回開催されており、今回の会合は、2016 年 5 月 10 日～13 日の 4 日間の日程で ITU 本部（ジュネーブ、スイス）において開催された。出席者は、34 か国の主管庁、5 つの ROA（認められた事業体）、3 つの SIO（科学工業団体）及び ITU 事務局から約 100 名であり、我が国からは、総務省、日本放送協会、KDDI 等から 5 名が参加した。

【本会合の主な審議結果】

- ・ 2017-2020 年の ITU-R 運営計画案は、修正の上合意され、理事会に提出されることとなった。
- ・ ITU 無料オンラインドキュメントシステムについては、ダウンロードの数が増加する一方で、公式発刊物の販売も増加していると報告された。無線通信局の勧告等のデータベースについては、ナビゲーションツールと検索ツールの利用に Subscription 制（有料）を導入する是非が議論された。有料制とするかどうかには賛否両論あったことから、2 つの考え方が理事会に報告され議論されることとなった。また、これに関連して ITU-R 文書のデータベース検索機能に関しては、2015 年 10 月から運用開始されていることが報告され、日本からの貢献に謝意が示された
- ・ ITU-R で扱う文書の公開範囲と方針について審議された。現在、TIES アカウントがなければ閲覧することができない SG や WP の入出力文書を一般公開するかどうかについて審議された。ITU での議論への多方面からの関心を高める効果があるなどにより入力文書の公開を支持する意見がある一方、審議経過への外部からの影響を懸念しての反対意見もあった。RAG としての統一見解に至らなかったため賛否両方の意見を併記し、理事会の文書アクセス方針検討グループ議長に回答することで合意された。
- ・ 2019 年世界無線通信会議（WRC-19）の準備に関し、フランスから CPM の期間短縮（現行 9 日間から 8 日間に変更）が提案された。これについては、主管庁が今後引き続き検討し、その結果を次回 RAG 会合で議論し、必要に応じて ITU-R 決議 2（CPM 関連）の修正案を含め再検討することで合意された。米国が問題提起した、現在の文書の承認プロセスの中で、「Working Document」の扱いが不明である点については次回の RAG に文書の承認プロセスをさらに精緻化するための提案を米国が改めて提出することで合意された。また、米国は WRC 開催前に BR 局長が提出する報告書について、提出時期を早めるよう提案した。審議の結果、BR はフランスからの提案による報告書構成変更案も考慮に入れた上で BR 局長報告書の構成を検討し、BR 局長報告書を CPM19-2 に間に合うように提出するよう努めることで合意された。
- ・ セクター間調整グループについてはその有用性が認められ、RAG からは二名の副議長（Nalbandian 氏（アルメニア）と Major 氏（ハンガリー））が引き続きセクター間調整グループに参加し、相互に関心のある分野のリストについても次回以降の RAG で継続して確認することとなった。

目次

1	はじめに	3
2	開会	3
3	議題の承認	3
4	BR 局長からの RAG 第 23 回会合への報告	3
4.1	2015 年理事会の報告	3
4.2	その他の BR 活動に関連した報告	4
5	RA-15 及び WRC-15 の報告	5
5.1	RA-15 (Radiocommunication Assembly : 無線通信総会)	5
5.2	WRC-15 (World Radiocommunications Conference : 世界無線通信会議)	5
6	世界無線通信会議 (WRC-19) の準備状況	6
6.1	WRC-19 会合準備状況の報告	6
6.2	WRC-19 の議題 10 に関する入力文書の提出期限	6
6.3	ITU-R 決議 2(CPM)の見直し	6
6.4	文書ステータスや種別等の方針	7
6.5	BR 局長の WRC に向けた報告書提出のタイミング	7
7	研究委員会 (SG) 活動	8
7.1	ITU-R 決議で要求されている研究	8
7.2	作業方法に関するガイドラインの見直し	8
7.3	700MHz 帯の移動業務から放送業務への干渉問題	8
8	セクター間調整	9
8.1	ITU-T に新設された SG20 に係るリエゾン文書	9
8.2	複数セクターをまたがる事項を扱うセクター間調整のあり方について	9
9	無線通信規則制定 110 周年記念行事について	10
10	2016 年理事会関連、文書アクセス方針	10
11	無線通信局の情報システム	11
12	2017-2020 年運営計画案	11
12.1	ITU-R の 2017-2020 年の 4 ヶ年運用計画 (案)	12
12.2	ITU 事務総局の 2017-2020 年の 4 ヶ年運営計画 (案)	12
12.3	国連の持続可能な開発目標と ITU-R の活動	12
13	次回の RAG 会合の予定	13
14	(付属資料) 入力文書及び出力文書一覧	14

1 はじめに

2016年無線通信諮問委員会（RAG）会合は、2016年5月10日から13日の4日間の日程でITU本部（スイス・ジュネーブ）において開催された。出席者は、34か国の主管庁、5つのROA（認められた事業体）、3つのSIO（科学工業団体）及びITU事務局から約100名であり、我が国からは、総務省、日本放送協会、KDDI等から5名が参加した。

2 開会

ダニエル・オバム議長（ケニア）が第23回RAG会合の開会を宣言し、ランシーBR局長から開会の挨拶として、RA-15及びWRC-15の成功について各国主管庁に感謝の意を表明されたほか、今年は無線通信規則の初版が採択された1906年から110周年記念にあたることからこれを祝うイベントを2016年12月に世界無線通信セミナーの開催と合わせて実施する予定であることが連絡された。また、2015年の無線通信総会（RA）において前会期に続きダニエル・オバム氏がRAG議長を務めることとなったことが報告され、今会期への抱負、新しいSG議長・副議長就任に対する祝辞と過去の議長への労い等が述べられた。なお、新たに就任したRAG副議長はNalbandian氏（アルメニア）とAbdelhafiz氏（スーダン）である。

3 議題の承認

入力文書：ADM/1及びADM/1(Rev.1)(RAG議長)

イランの要請により一部審議の順番等を変更したほか、特段の議論・変更なく議題が承認された。

4 BR局長からのRAG第23回会合への報告

入力文書：Doc./1(BR局長), Doc./1(Add.3)(BR局長)

4.1 2015年理事会の報告

BRより以下が報告された。

- ・ ITU 無料オンラインドキュメントシステムについては、ダウンロードの数が増えている。これは利用者が増加した証拠と考える。減少が懸念された印刷物の販売数も増えている。
- ・ 衛星網記録にかかるコストリカバリーは問題なく進んでいる。
- ・ 機器認定とインターオペラビリティ(Conformance and interoperability, “C&I”)の推進についてはITU-R、ITU-T および ITU-D から前回のRAG以降C&Iテストについてのインプットはなかった。
- ・ 宇宙プロトコル(Space Protocol)についてはプロトコル登録機関の設立準備が進行している。
- ・ GMPCS(Global Mobile Personal Communications by Satellite)-MoUにもとづく機器認定制度(GMPCS-MoU 認証マークの付与)は成功裡に進行している。
- ・ 理事会はITU-Rの2016-2017年の予算を承認した。

また、我が国から BR のドキュメントデータベース構築を支持しており、その整備が進行していることを報告した。更に、今後、データベース整備を進めるために、現在使用しているツールに対する意見を BR へ寄せるよう ITU-R メンバーに要請した。

BR の進めている RR（無線通信規則）データベースのナビゲーションなど利用ツールに Subscription 制（有料）を導入することについて議論された。スウェーデンは主管庁など ITU に拠出金を支払う主体には無料とするよう提案したが、BR はこのようなツールの開発にはコストがかかり、これを無償提供するための予算が不足していること、ツールを無償提供した結果無料文書ダウンロードが増加し、印刷文書や CD/DVD による出版物が将来すべて不要となり、従って ITU の収入が減少するリスクもあることから無料化は困難との見解を示した。更にこのような ITU への財務インパクトのある事案については理事会で審議すべきという点も言及された。

このような議論を経た結果、ドキュメントデータベース利用ツールの無償化の賛否については単一の結論が出なかったことから、RAG では両方の意見をノートすることで合意された。その他の点については特段の議論なくノートされた。

4.2 その他の BR 活動に関連した報告

BR により以下が報告され、特段の議論なくノートされた。

(1) 出版物

RR(Radio Regulations, 無線通信規則)に関する出版物のダウンロードの数が 2008 年以来増加しており、RR-12 は、現在 2 万回以上のダウンロードがある。周波数管理ハンドブックの例に見られるように無料ダウンロードが増えると同時に、販売文書数も増加している。ただし、両者の因果関係は不明である。

(2) 各種セミナーの開催

2012、2014 年の WRS（World Radiocommunications Seminar（世界無線通信セミナー））や地域セミナーには各国から多数が参加した。両セミナーの参加者、参加国を見ると、これらは相互補完的に利用されていることが理解できる。従って今後も地域セミナーを継続していく必要があり、BR スタッフはこのようなセミナーに精力的に出席する予定である。なお、本件に関連して、カメルーンから WRC などと同時開催される展示会の意義、及び ITU Telecom との関係について質問があり、BR がこれらの会議と展示会は競争ではなく相互補完的な関係にあると回答した。

(3) セクター間の連携調整

BR は、BDT に、World Telecommunication/ICT Indicators Symposium（世界電気通信/ICT 指標シンポジウム）のための有益なデータを提供するなど、ITU の主催する多種の機会に協力を続けている。また、地域機関（APT、CITEL など）や業界団体等の他の国際的組織（EBU、GSMA など）との連携も昨今強化されている。

(4) メンバーアウトリーチ

2015 年にアカデミアによる登録が急速に増加した。セクターやアソシエートメンバーからアカデミアへの移行も多く見られた。

5 RA-15 及び WRC-15 の報告

入力文書：Doc./1(BR 局長)、Doc./12 (フランス)

5.1 RA-15 (Radiocommunication Assembly: 無線通信総会)

BR より以下が報告され、ノートされた。

- ・ RA-15 は完全にペーパーレスで行なわれ、モバイルアプリなどの会議支援ツールも使用し効率的に実施された。使用した文書はすべて ITU サイトから無料で閲覧可能となっている。
- ・ ITU-R 決議 1(RA, SG, RAG など ITU-R 内のグループの作業方法)は、現行 SG で実施されている作業プロセスに整合し、また作業手順を明確化するために改訂が行われた。また ITU-R 決議 2(CPM 関連)についても現状に合わせるための改訂が行われた。ITU-決議 38(規制および手順関連事項の研究)は廃止された。
- ・ SG の構成に変更はなかった。また、SG の新しい研究課題を承認した。
- ・ IoT 関連の決議などを含む合計 36 件の新規決議や決議の修正が承認された。

5.2 WRC-15 (World Radiocommunication Conference: 世界無線通信会議)

BR より以下が報告され、ノートされた。

- ・ WRC-15 には 3200 人あまりが参加し会議は完全にペーパーレスで行なわれた。ウェブキャスティングなど、会議支援ツールも効果的に使用された。なお、WRC-15 の出力文書は全て ITU サイトから無料で入手できる。
- ・ WRC-15 では既存の決議の変更や新規決議の採択が行われたが、中でも決議 907, 908, 238 の実行のためにはソフトウェア開発などコストが発生する予定である

なお、上記のソフトウェア開発に関連して、フランスが決議 907 (REV.WRC-15) 及び決議 908 (REV.WRC-15)の実行について必要となるソフトウェア開発についてユーザ要件等を議論したり、タイムラインを設定した上で適切なタイミングで主管庁からフィードバックをもらえるようにしたりすることを目的としてラポーターグループを設置することを提案した (Doc./12)。これに対し BR はこの作業は BR 内で実行出来るので、ラポーターグループの設置は不要という見解だったが、イランなどの支持によりラポーターグループを設置することとなった。また、参加者の会議開催地への移動負担を軽減するため、ITU の遠隔会議参加システムなどを利用することとされ、ラポーターグループ議長はフランス (Mr. Vallet) が務めることで合意された。

6 世界無線通信会議（WRC-19）の準備状況

入力文書：Doc./1 (BR 局長), Doc./6 (中国), Doc./13 (フランス), Doc./14 (米国), Doc./15 (米国)

6.1 WRC-19 会合準備状況の報告

入力文書：Doc./1 (BR)

準備は WRC-15 終了直後に開催された CPM19-1 から始まっており、その結論は CA/226 で ITU-R メンバーに共有されていることが BR より報告され、特段の議論なくノートされた。

6.2 WRC-19 の議題 10 に関する入力文書の提出期限

入力文書：Doc./6 (中国)

WRC-19 の議題 10 (将来の WRC での議題提案) に係る寄書のタイムリーな翻訳及び各代表団の十分な検討時間確保のため、WRC-19 の開始の 1 ヶ月前までに寄書を提出することを推奨することを中国が提案した。

この提案に関してフランスは、国内審議、翻訳のための時間が必要との理由から、中国に賛成した。一方、イランと米国は、議題 10 についての寄書だけ締め切りを変えると混乱を招くとの理由から、提出期限の変更に反対した。BR は様々な会議において文書の期限は必ずしも守られていないのが現状であること、また中国の提案の背景は理解するものの、規則を改定しても必ずしも強制力はないことから規則変更の効果に疑問を呈した。更に、WRC-19 の議題 10 に関してのみ文書の提出期限を変更すると、必然的に他の議題の締め切り変更も検討する必要性が生じる可能性を懸念した。

上記の議論を経た結果、議長提案により、RAG は中国の提案をノートし、BR は参加国に寄書ができるだけ早く提出するよう促すこととなった。更にイランの提案により、早期提出を促すために、公式な期限は 2 週間前であるものの、寄書提出時期の目安として一ヶ月前に提出して欲しいという文言を本 RAG 会合の報告に入れることで合意された。

6.3 ITU-R 決議 2(CPM)の見直し

入力文書：Doc./13 (フランス)

2015 年無線通信総会 (RA-15) において ITU-R 決議 2 (Conference Preparatory Meeting: CPM に関する規定) が改定され、RAG は WRC の準備プロセスの改善を目指す各国からの提案等に基づき研究を実施し、2019 年無線通信総会 (RA-19) までに報告することが求められている。フランスは、ITU 決議 2 を基本的には現在のまま維持することを提案した。ただし、現在の慣習を追認、または明確化するための修正は必要と考えたとし、その一例として 2 回目の CPM を現行の 9 日間から 8 日間に短縮することを提案した。

ロシアは上記のフランスの提案を支持し、ITU-R 決議 2 の修正は RA で行うものの、次回 RAG 会合で具体的な修正案を検討することを提案した。イランは CPM の期間の変更は経費面への考慮が必要なので、理事会で決めるべきとしてフランスに反対した。また、期間短縮による支障の可能性について BR の意見を聞く必要があるので、RAG においてのみ審議すべきではないと主張した。

これらの審議を経て、議長提案により今回のフランスの提案をノートした上で、CPM の日程短縮については、本 RAG 会合の報告に盛り込んで各国に周知し、検討を促すこととなった。その結果

を次回の RAG 会合において再検討し必要に応じて CPM 期間の変更を理事会に提案することで合意された。

6.4 文書ステイタスや種別等の方針

入力文書 : Doc./14 (米国)

“Working Document toward a Preliminary Draft New Report”または“Working Document toward a Preliminary Draft New Recommendation”と名付けた、次会合に検討が持ち越された(carry forward された)出力文書が SG の WP で作成されているが、このような文書の扱いについて現在は明確な規定がない。一部の参加国から「文書が carry forward される場合には、単に“Working Document”とするべきであり、Report や Recommendation に言及するべきではない」との指摘が出ている。このような背景を踏まえ、米国は RAG がこの問題を検討し、寄与文書の扱いも含めて、WRC-19 に向けた準備の working method について BR 局長に助言することを提案した。但し、WRC に関連する技術的・運用的・手続的事項に関する勧告及びレポートが承認されることは、それらの文書を基に CPM や WRC への寄書を作成する各主管庁にとって非常に重要であることから、このプロセスの変更が RAG で承認されるまでは現行の ITU-R 決議 1-7 (RA、SG、RAG のワーキングメソッドに関する規定)に従うべきだとした。

本件についてイランが研究の早期段階において勧告または報告を作成すべきかの方向性を定めるべきではないと主張したが、スウェーデン、ドイツは限られた研究期間内に文書を完成させる上では作業中の文書の方向性を早期に定めておくことは有用であると主張し、米国からの提案を支持した。フランスは、単に入力文書を寄せ集めるのではなく、WP で実質的な審議を行うことが重要とし、ロシアもこれを支持した。

更にフランスは、検討初期段階に関わるものではないが、完成度が上がった段階では、“Working Document toward a Preliminary Draft New Report”または“Working Document toward a Preliminary Draft New Recommendation”といった決議 1-7 やガイドラインで参照されている名称を使うべきとした。

このような審議を経て、現在の文書の承認プロセスの中で Working Document の扱いには不明な点があるかもしれないので、RAG は米国に次回の RA に文書の承認プロセスをさらに精緻化するための提案を促し、当面の間は現行の ITU-R 決議 1-7 を踏襲することで合意された。

6.5 BR 局長の WRC に向けた報告書提出のタイミング

入力文書 : Doc./15 (米国)

米国は WRC に提出される BR 局長報告書は大変有意義であり CPM 第 2 回までに同報告書の草案が提出されれば、各国政府や地域組織がより慎重に内容を精査し、WRC における審議に向けてより効果的な準備ができることから BR 局長報告書の提出時期を早めるよう提案した。具体的には、遅くとも CPM 第 2 回までに提出されることが好ましいとした。

これに対し、イランはこの提案は実現性の精査が必要であるとして反対した。BR は WRC のための文書の発行は早ければ早いほど良いという主管庁の事情は理解できるものの、当該文書は分量も多く、現状では作成に 2 ヶ月ほど要しているため早期提出は容易でないと述べた。フランスは WRC-15 の経験から、WRC 前に関連 WP と連携、協議し幾つかの問題を解決するなど BR 局長報告書の分量を減らす手だてはあるとし、このような手法をさらに活用すれば発行時期を前倒しする

ことも可能かもしれないと提案した。また、WRC での審議時間を短縮するために BR 局長報告書を WRC での審議構成に合わせることを提案した。ロシアは、BR 局長報告書の早期入手は有益であるとし、米国の提案を支持した。

これらの審議を経て、BR は上記を考慮した上で BR 局長報告書の構成を検討し、同報告書を CPM 第 2 回に間に合うように提出するよう努めることで合意された。

7 研究委員会（SG）活動

入力文書：Doc./1(Add.1), Doc./8, Doc./11(Rev.1)

7.1 ITU-R 決議で要求されている研究

入力文書: Doc./ 1(Add.1) (BR)

Doc. 1(Add.1)に沿って、BR から ICT ツールの活用が進み遠隔参加も可能になったこと、各研究委員会（SG）、語彙調整委員会（CCV）の主要活動結果について報告があった。ITU-R 文書のデータベース検索機能に関しては、2015 年 10 月から運用開始されていることが報告され、日本からの貢献に謝意が示された。これらの報告については特段の質疑なくノートされた。

7.2 作業方法に関するガイドラインの見直し

入力文書: Doc./11(Rev.1) (BR)

RA-15 における決議 1 の改定、決議 38 の廃止等を受け、無線通信総会(RA)、無線通信研究委員会(SG)及び関連グループにおける作業方法に関するガイドラインについて、BR から主な改定点に関する説明がなされた。主要な点は前回 RAG にて合意された我が国提案の Section 3.5（文書シリーズ）等の追加修正項目、RA-15 にて決定された特別委員会の廃止を受け、SC に係る記載を削除する、ガイドラインで引用されている決議 1 の各項目番号を更新する等であった。

ロシアから、Section 2.2 の「セクターメンバーは会合に参加できるが、文書の採択・承認（決議、勧告、研究課題）には制限がある」との記載に、「報告、ハンドブック、意見」も追加するよう提案され、合意された。また、ロシアは Section 4.6 のタイトル「勧告、研究課題の更新、削除」に「報告」を追加するよう提案したが、イランから勧告・研究課題と報告は手続きが異なるため、本修正は慎重にすべきとの指摘があり、本修正は見送られた。

また、イランからは、SG/WP での文書共有のためシェアポイント（Sharepoint）が広く使われているが「文書作成者がすべてカウンセラの名前で表示され真の執筆者がわからない、SG や WP によってフォルダ構成がまちまちで文書が見つけにくい」等の課題がある点が指摘され、これについては BR にて今後、検討することとされた。さらに、イランは、RAG と SG 会合の日程が重ならないよう配慮すること、来年は地域会合との重複も無いよう日程を決めることを事務局に要請した。この点については BR から最大限要望に沿えるよう配慮すると回答された。

7.3 700MHz 帯の移動業務から放送業務への干渉問題

入力文書: Doc./8（アゼルバイジャン）

Doc./8 に沿ってアゼルバイジャン共和国から隣国との干渉問題が報告され、この問題解決を意図した研究が提案された。これは、アゼルバイジャンでは 694-790MHz を WRC-15 において分配されたとおり 2014 年から移動業務に割り当てているが、同国の隣国の一部は第三地域に属しており当該周波数帯を放送業務に割り当てていること、また、デジタル放送とモバイル通信の隔離距離は 250km とされているが、アゼルバイジャンのような小国ではこのような距離を確保できないため干渉問題が発生しているという背景によるものである。

これに対してイランから本問題は WRC-15 の議題 1.2 で十分な検討がなされ結論が出たと認識しているが、現在、解決していない重大な問題がある場合にはそれに関する研究は関連 WP に提起すべきとの意見が出された。また BR 局長から当該帯域での地域的な調整はアフリカやアラブでは実施済みであること、アゼルバイジャンから提起があれば、BR は干渉評価等を通じて協力する用意がある旨の発言があった。これらの審議を経て、本件の対応に必要なのは研究ではなく調整であることが確認され、アゼルバイジャンと隣国間の調整会合が開催されれば要請に応じて BR も関与し調整を行う旨を議事録に記載した。更に、イランの要求によりこのような BR からの支援はアゼルバイジャンに限らず同様の課題を持つすべての主管庁が利用できることが議事録に明記された。

8 セクター間調整

8.1 ITU-T に新設された SG20 に係るリエゾン文書

入力文書: Doc./3 (ITU-T SG20)

ITU-T では 2015 年の WTSA (World Telecommunication Standardization Assembly) において IoT を研究する SG20 が新設され、議長は UAE の Mr. Nasser Al Mazuki が務めることとされた。ITU-T から本件について、同 SG が昨年 2 回会合を開き、今年は 7 月から 8 月に会合を開催する予定であることが RAG に対して報告された。IoT に関する検討は ITU-R と密接に関わっていることから、今後 SG20 との連携を強化する必要があるとされ、ITU-R SG に対してラポータあるいはコンタクト窓口 (Focal Point) を設けることが奨励された。

8.2 複数セクターにまたがる事項を扱うセクター間調整のあり方について

入力文書 : Doc./2 (TSAG)¹、Doc./4 (TSAG)、Doc./16 (TDAG)

複数セクターにまたがる事項を扱うセクター間調整のあり方について、TSAG と TDAG から提出された 2 件の入力文書をもとに審議が行われた。

TSAG と TDAG からの入力文書においては、ITU-R に関連課題を提示し、RA での決定を踏まえてこの内容の更新の必要性を確認するほか、セクター間調整チームに ITU-R の意見を反映できるよう、ITU-R からの専門家がセクター間調整チームに参加することなどが求められた。また、セクター間調整チームの議長を務めた Mr. Bigi (イタリア) が、今年 3 月に初会合があり、ToR の決定、

¹ Doc/4 が最新版であるため本件は検討不要とされた

相互に関心のある分野のリストの作成、会合参加、文書の取り扱い、会合登録など運営に関する事項、及び技術的な観点での共通の関心事項を議論したことなどを報告した。

これらの提案や報告を踏まえた上でイスラエルがセクター間調整チームに参加した経験から電波の人体曝露に関する事案を例に挙げ、ITU-R と密接に関連するテーマでありながら、ITU-R のみに決議が存在しないことを指摘し、ITU-R からの専門家がセクター間調整に参加することの重要性を強調した。他方、フランスは、セクター間共通の課題を議論することに賛成するものの、各セクターの目的は異なることから、必ずしも全セクターの手続きを整合させる必要は無いと述べた。ITU-R では、RAG から二人の副議長（Nalbandian 氏と Major 氏）が引き続きセクター間調整グループに参加することで合意され、複数のセクターをまたがる関心分野のリストについては、フランスの助言を踏まえ次回以降の RAG で確認することで合意された。

なお、RAG 議長報告書 TEMP/3 (RAG 議長)にはロシアが ITU-T SG20(IoT)に ITU-R からのリエゾンレポートの指名を奨励する文言を入れることを提案したが、これに対してイランはレポートでなく Focal point とするべきと提案し合意された。

9 無線通信規則制定 110 周年記念行事について

入力文書：Doc./9 (BR)、Doc./10 (ロシア)

BR より「ITU 無線通信規則 (RR) 110 周年 (2016 年 10 月 30 日) の祝賀式典及び広報促進運動 (Doc./9)」の説明があり、RR の 110 周年を記念し 2016 年 12 月に開催予定のセミナー (World Radiocommunication Seminar) に合わせ祝賀会を開催する予定であること、また各種プロモーションも実施する予定であることが報告され、中国、フランス、ハンガリーなどが賛同した。

次に、ロシアによる「ITU-R ウェブサイトへの『歴史ページ』の創設提案 (Doc./10)」が審議された。これは、ITU-R の歴史について紹介する歴史ウェブサイトの作成を提案するもので、同サイトには歴代の SG や WP における功績等を要職者の氏名と共に掲載すること、また同ページの作成作業はボランティアで行われることなどが提案された。

ロシアの提案した歴史ウェブサイトについては、大勢としてはアイデアには賛成であるものの、フランス、中国、スウェーデン、ハンガリーから実施する上では記載内容の事実確認等が充分にできないなど、全てボランティアで行う事には問題があること、SG が記録内容の確認を行う必要性が生じること、また公用語への翻訳費用など BR に負担がかかる可能性があることなど、いくつかの問題点が指摘された。BR 局長はロシアの提案に感謝した上で予算の制約があることには留意が必要であると共に、業務の優先度としては BR の通常業務の方が高い点について言及した。このように一部、実施に向けての懸念が共有されたものの、110 周年記念の活動としては同歴史ウェブサイトの作成は主旨として適切であるという考えで合意され、BR が主管庁に対しサーキュラーを發出し、ウェブサイト作成にあたり各国からの協力を求めることで合意された。

10 2016 年理事会関連、文書アクセス方針

入力文書：INFO/2 (情報、文書アクセス方針検討グループ議長)

文書アクセス方針 (INFO/2) について BR が理事会の財政及び人的資源に関する WG の文書アクセス方針文書を報告した。同文書は ITU-R の公式文書の公開範囲及び方針を策定し特に、SG (WP を含む) への入力文書の扱いがひとつの課題となっているものである。

SG への入力文書を一般に公開するかについては ITU の異なるセクターにおいても見解が分かれている状況にある。例えば、ITU-T では文書へのアクセスを主な理由としてセクターメンバーになっている組織も多いため、文書を一般公開した場合、メンバー数の低下に繋がることを懸念しており、この理由から文書公開に反対している。一方、BR はコンセンサスを得る前の議論を公開することによるグループのダイナミクスへの影響を懸念している。完成した公式な勧告が公開されることについてはいずれのセクターも合意しているが、初期の段階で入力文書を公開することの影響・意義については共通見解に至っていない。

本件については各国から以下のような見解が示された。スウェーデン、イラク、イギリスは既に主管庁経由で文書の入手は可能であることから、本件がメンバー数の低下を招くという影響は限定的であろうとの見解を示した上で、多方面からの入力文書への関心を高めるためにも文書公開には効果があり、SG 及び下部会合の文書公開を支持した。一方、ロシア、スーダン、カメルーンは検討の初期段階にあたる WP の文書を公開することは混乱を招くとして、SG、WP への全ての入力文書の公開に反対した。オフライン審議も実施されたが、RAG として推奨する共通見解は作成できなかったことから、入力文書の一般公開については賛否両論があったという点を理事会の財政及び人的資源に関する WG に回答することとなった。なお、フランスから文書の公開とデータベースへのアクセスについては異なる方針を適用すべき可能性もあるので、今後の審議において留意すべきであると注意が喚起された。

11 無線通信局の情報システム

入力文書: Doc./1 (Rev.1) (Add.1, 2, 3) (BR 局長)

無線通信局の情報システム Doc./1 (Rev.1) (Add.1, 2, 3) に基づき、BR から RAG-19 により委嘱された無線通信局の情報システムの進行状況が報告された。本件は RAG-19 で定められたとおりのスケジュールで進行しており、現在は第 3 フェーズに入っていることが報告された。

RR の検索・ナビゲーションツールの開発が完了したことを受け、このコストリカバリについて議論された。BR はナビゲーションツールの利用を有償（100 フラン）とする案が検討されていることを報告し、イランが同ツールの開発・維持にはコストがかかることから利用者がコストを負担するのは妥当であるとし有料化を支持した。他方、スウェーデンは、このツールは全てのメンバーに有益であり、少なくとも ITU への分担金を負担するメンバー（主管庁やセクターメンバーなど）については無料とするよう主張した。また、特に開発途上国に対してはこれを無料で利用可能とすべきとの見解もあった。

ロシア、ハンガリーは双方の立場を理解できるため、賛成、反対を決めかねるとした。これらの議論を経た結果、BR は本件は理事会で審議・意思決定すべき事項なので無料にする利点も含めて議長報告書に付記することを提案し、合意された。

また、フランス、ハンガリーから Space Network Systems (SNS) の情報システムがマイクロソフト・アクセスから SQL-Lite へ移行する件について質問があった。BR は同移行作業は複雑なプロセスであるが全体として問題なく進行しており、主管庁への影響も最低限に留まる見込みであることが報告された。また、WRS-16 (World Radiocommunication Seminar)において主管庁がデータ変換を容易に行えるようにするツールについてデモを実施する予定である点もあわせて報告された。

12 2017-2020 年運用計画案

12.1 ITU-R の 2017-2020 年の 4 ヶ年運用計画(案)

入力文書：Doc./1(Addendum2) (BR 局長)

ITU の無線通信部門 (ITU-R) の運用計画は今後 4 年間を対象とし、ITU 条約第 5 条の 87A に従い毎年作成されることとなっているものである。BR より、Doc./1(Addendum 2)に基づき ITU-R の主要目的、各目標のアウトカムとアウトプット、予算配分、リスクの分析、目的ごとのアウトカム、アウトプットインジケータと目標値等が紹介された。イランから運用計画は公開すべきとの要求があったこと、同文書と戦略計画における BR と ITU-R との役割の混同があることが指摘され、その明確化が要求された。BR から、前者については、文書公開基準は理事会で決める事項であること、後者については、ITU-R の運用計画は戦略の実行計画として位置づける旨、運用計画書に注意書きを入れるとされた。ロシアからアウトカムの数値が所々空欄になっている点について質問があり、BR からデータが存在しない、または存在しても購入するのが高額であるなどの理由が説明された結果、情報のない場合は n/a と修正された。その他、ロシア、カメルーン、スウェーデン、米国から文言の精緻化のための微修正が提案され、最終文書に反映された。

上記の審議を経て合意された運用計画案の修正点が反映され 2017-2020 年の 4 ヶ年 ITU-R 運用計画 (案) は承認され、TEMP/2 として議長報告に添付することで合意された。

12.2 ITU 事務総局の 2017-2020 年の 4 ヶ年運用計画(案)

入力文書: Doc./7 (BR 局長)

ITU 事務総局が 2017-2020 年の 4 年間の運用計画案について Doc./7 に基づき BR がその概要を紹介した。本件については特段の議論は無くノートされた。

12.3 国連の持続可能な開発目標(SDGs)と ITU-R の活動

入力文書: Doc./5 (BR 局長)

BR 局長より、2015 年に国連が採択した新たな世界的開発課題である持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals/17 の目標と 169 のターゲットからなる) が紹介され、ITU が “One ITU” アプローチによりこれらの開発目標への対応について前向きかつ首尾一貫した対応をとれるように ITU の 3 セクター及び事務総局長が ITU の活動と SDGs のマッピングを実施したと説明された(Doc./5)。

本件に関して以下のような議論があった。

- ・ フランスから ICT は開発にとって横断的テーマだが、その中でも ITU の活動がダイレクトに貢献するもの(例えば improvement of security)、間接的に貢献するもの(例えば Drinking water)がある。その違いをマッピングの中で区別したほうが良いこと、また、ICT はエネルギー消費の節約にも貢献できることを明確にしたほうが良いとの提案があった。BR から前者については寄書の中では ICT の役割として顕著なものを挙げた旨が回答された。後者(エネルギー)については NHK からの提案で公共放送の役割を含めるべきとされ、Doc./5, Rev.2 に反映された。
- ・ NHK から公共放送の開発・発展に果たす役割を含めるべきとの提案があり Doc./5, Rev.2 に反映された。これは EBU から支持された。
- ・ ロシアから ITU の行っている干渉の除去による貢献を human life に含めること、及び SDG5 (ジェンダー)への ITU の貢献の明確化が提案され、BR が検討するとした。

- ・ フランスから本文書は ITU 内部文書とされるのか、あるいは国連に提出され一般公開されるのかなど文書の目的とステータスについて質問があった。BR 局長は、将来 ITU 事務総局長は理事会で発表することになるが、ITU 内部の文書として扱われる予定であると回答した。
- ・ イランは SDG への対応文書は ITU の国連活動への貢献を広くアピールする上で有用であり、ITU 内から広く意見を集めて完成させるべきと述べた。
- ・ BR 局長から、この文書は常にアップデートが必要なので、本会合で出されたコメントは将来適宜反映させると共に、引き続き各国からの意見を募ること、最終的には TSAG、DAG での検討結果も合わせて ITU としての共通見解をまとめた公式文書が作成される旨が説明された。

このような議論を経て、本件については引き続き主管庁からの意見を募り次回の RAG 会合にて継続検討するとされた。

13 次回の RAG 会合の予定

次回 RAG（第 24 回）会合の日程は、RAG としては 2017 年 4 月 25 日から 27 日の 3 日間を希望するものの、ITU の他の会議日程及び作業の進行状況を勘案して決定することとなった。

以上を以て、第 23 回 RAG 会合はすべての審議を終了した。

14 (付属資料) 入力文書及び出力文書一覧

入力文書

文書番号	提出元	表題	
1	Director, BR	Report to the Twenty-Third Meeting of the Radiocommunication Advisory Group	RAG (第23回) 会合への報告
2	TSAG	Liaison Statement to the RAG on ITU Inter-Sector Coordination	ITU 内セクター間での協調に関するリエゾン文書
3	ITU-T STUDY GROUP 20	Liaison Statement to the RAG on the new ITU-T Study Group 20	ITU-T の新たな SG20 に係るリエゾン文書
4	TSAG	Liaison Statement to the RAG on ITU Inter-Sector Coordination	ITU 内セクター間での協調に関するリエゾン文書
5 (Rev. 1,2)	BR 局長	Mapping ITU-R Activities and Objectives into the Sustainable Development Goals (SDGs)	持続可能な開発目標への ITU-R の活動と方針のマッピング
6	China	Proposal on the deadline for submissions to the 2019 World Radiocommunication Conference (WRC-19) under Agenda item 10	WRC-19 の議題 10 にかかる提出期限の提案
7	General Secretariat □	Draft Four-Year Rolling Operational Plan for the General Secretariat for 2017-2020	事務総局の 2017-2020 年の 4 ヶ年運用計画案
8	Azerbaijan (Republic of) □	Outcomes of the WRC-15	WRC-15 のアウトカム
9	BR 局長	ITU Radio Regulations 110th Anniversary (30/10/2016) - Celebration Ceremony and Promotion Campaign	ITU RADIO REGULATIONS 110 周年(2010.10.30)の祝賀式典及び広報促進運動
10	Russian Federation	Proposal to create a "History Pages" Section on the ITU-R Webpage	ITU-R ウェブサイトへの「ヒストリーページ」創設提案
11	BR 局長	Guidelines for the Working Methods of the Radiocommunication Assembly, the Radiocommunication Study Groups and related Groups	無線通信総会(RA)、無線通信研究委員会(SG)及び関連グループにおける作業方法に関するガイドライン
12	France	Implementation of Resolutions 907 (Rev. WRC-15) and 908 (Rev. WRC-15)	決議 907 (REV.WRC-15) 及び決議 908 (REV.WRC-15)の実行
13	France	Review of ITU-R Resolution 2	ITU-R 決議 2 のレビュー
14	USA	Preparations for WRC-19	WRC-19 に向けた準備
15	USA	Timing of the Radiocommunication Bureau Director's Report to the WRC	BR 局長の WRC に向けた報告書提出のタイミング
16	TDAG	Liaison Statement from TDAG to RAG and TSAG on Inter-Sector Coordination Team on Issues of Mutual Interest	複数セクターをまたがる事項を扱うセクター間調整チームについてのリエゾン文書

文書 番号	提出元	表題	
17	Director, BR □	Final List of Participants - Radiocommunication Advisory Group (Geneva, 10-13 May 2016) □ □	出席者リスト(最終版)

出力文書

文書 番号	表題		備考 (提出元)
TEMP 1	Updated Guidelines for the Working Methods of the Radiocommunication Assembly, the Radiocommunication Study Groups and related Groups	RA, SG とその関連グループの作業方法のガイドラインの現行維持版	BR 局長
TEMP 2	Draft Four-Year Rolling Operational Plan for the Radiocommunication Sector for 2017-2020	ITU-R 2017-2020 年の 4 年間の運用計画案	RAG 議長
TEMP 3	Draft Summary of conclusions	結論の要約案	RAG 議長